

くまもとけんりつあまくさしえんがっこうじどうせいと 熊本県立天草支援学校児童生徒のきまり

1 礼節

(1) お互いに気持ちの良いあいさつや言葉遣いを心がけましょう。
(2) その場に応じた礼儀正しい行動をしましょう。

2 登下校

(1) 通学の際は制服や標準服を着用し、交通規則やルール、公共交通機関のマナーを守り、安全面に留意しましょう。
(2) 届け出た通学路で登下校しましょう。(途中で寄り道や買い物等はしない)
(3) 登下校中の事故や災害等により登下校が困難な場合は、その状況を家庭、学校すぐに連絡しましょう。
(4) 病気やその他の理由でやむを得ず遅刻や欠席をする場合は、始業前にその旨を保護者に電話等で学校に連絡をし
てもらいましょう。天草学園生は学園に連絡をしてもらいましょう。

3 服装・頭髪・所持品

(1) 服装・頭髪について
ア 小学部・中学部は標準服、高等部は学校指定の制服を着用しましょう。
イ 標準服、制服は正しく着て、学校生活にふさわしい身なりを整えましょう。
ウ 体操服は決められた物を着用しましょう。決められた物以外の服を着用する時は、担任に相談し、許可を得てから
着用しましょう。
エ 中学部の作業着は、作業を安全に行うとともに、働く意識を高めるのにふさわしい服装を着用しましょう。高等部の
作業着は決められたものを着用しましょう。決められた物以外の服を着用する時は、担任に相談し、許可を得てから
着用しましょう。
オ 高等部の制服ズボンは、ベルトを腰の位置でつけ、裾を踏まない位の長さにしましょう。スカートはウエストで曲げず、
丈は膝が隠れる位の長さにしましょう。
カ 冬用の防寒服は、生活年齢に応じて華美でないものを使用しましょう。マフラー、ネックウォーマー、ニット帽等は登
下校時のみ着用しましょう。(防寒服としてパーカーを着用する場合は、ブレザーの上に着用しましょう。)
キ 靴下は、儀式的行事(入学式、卒業式、その他周年式典等)や高等部現場実習においては、白・黒・紺・グレーのワン
ポイントまでのものを着用しましょう。
ク 通学バッグは、用途に合った物を使用し、安全面・生活年齢等に応じて華美でないものを使用しましょう。
ケ 頭髪は常に清潔にすることを心がけ、髪が長い人はヘアゴムで結ぶなどして学習の妨げにならないよう整えま
しょう。ヘアゴムを使用する場合は、黒・紺・茶色のものを着用しましょう。(パーマ・カール、染色、眉そり、華美な髪飾り
の使用等はしない)
(2) 所持品について
ア 刃物等の危険物、ゲーム等の遊具、漫画、雑誌、音楽関係の物、化粧品等を含む装飾品(ピアス・マニキュア、ネック
レス、ミサンガ、指輪等)は学習に不必要的物なので持てこないようにしましょう。持ってくる場合は担任に相談し、
許可を得ましょう。
イ 金銭は学校に持ち込みます、バス乗車費等で必要な場合は担任に預けましょう。

4 生活

(1) 健康的な生活を送るために、運動、休養(睡眠)、栄養等のバランスを考えて生活しましょう。
(2) 外出する時は必ず行き先や帰宅時間を家庭や学園に伝えましょう。友達の家に遊びに行く時は、外出先の保護者に
も確認をとりましょう。
(3) 帰宅時刻について
4月～9月 小学部・中学部は午後6時、高等部は午後7時までには帰りましょう。

10月～3月 小学部は午後5時、中学部・高等部は午後6時までには帰りましょう。なお、日没後の外出は保護者同伴とします。

(4) 禁止行為について(以下の行為を禁止とします)

ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、いじめ。

イ 児童生徒のみでの遊技場、娯楽施設への立ち入り。(ゲームセンター、カラオケ、ボウリング場、インターネットカフェ、パチンコ店等)

ウ 窃盗、万引き、わいせつ行為。

エ 交通規則違反行為。

オ 保護者の許可を得ていない友人宅等への外泊・深夜の無断外出。

(5) 節度を守り、お互いを尊重し合い、健全な交際を心がけましょう。

(6) 学校の物品は、大切に使いましょう。(許可なく持ち出さないこと。学校内の公共物は大切にし、故意に破損した時は弁償することになります)

5 携帯電話・スマートフォン

(1) 携帯電話の所持については、保護者と十分な話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルール(料金・

フィルタリング等)を守って使用するようにしましょう。また、個人情報を守るために、パスワードの設定をしましょう。

(2) 携帯電話の校内持ち込みは原則として禁止とします。ただし、保護者から申し出があった場合、特別にこれを認めます。(「携帯電話・スマートフォン等持ち込み届」を提出)

(3) 学校に持ち込む場合、使用目的は登下校時、保護者・学校との緊急連絡に限ります。登校後は担任に預け、下校時に受け取りましょう。

(4) 家庭では午後10時以降に携帯電話を使用しないようにしましょう。(熊本県教育委員会 くまもと携帯電話・スマート

フォン利用5か条より)

(5) 節度ある利用を心がけましょう。(SNS等への個人情報や他人を誹謗中傷する内容の書き込み、見知らぬ人とのや

りとりをしない)

6 交通に関する規定

(1) 通学・自転車利用について(利用とは、現場実習等での利用のことを示す。)

ア 自転車通学・利用をする場合は、保護者が学校に「自転車通学・利用許可願」を提出しましょう。(距離、道路

状況、運転能力、危険認知能力等を考慮した上で通学・利用を許可します)

イ 安全上ヘルメットを必ず着用しましょう。(色、形は問いませんが、安全が確認されたマーク表示があるものを使用します。)

ウ 自転車は保護者と一緒に責任をもって整備・点検しましょう。TSマークを貼り、年に1度は期限を確認しましょう。

エ 自転車には学校指定のステッカーを貼り、校内での駐輪は、自転車小屋の所定の箇所にしましょう。(通学生のみ)

オ 雨天時は、カッパを着用しましょう。

カ 自転車通学生・利用生は本校の「自転車講習会」を受講しましょう。

キ 自転車安全利用五則を守りましょう。

(2) 各種運転免許取得について

ア 原付運転免許について

① 取得できるのは高等部3年生のみとし、卒業後の生活範囲拡大(進路等)のためなど、正当な理由がある場合に限ります。必ず「原付免許試験受験許可願」を提出し、校長の許可を得ましょう。

② 保護者の責任の下、免許取得に臨みましょう。

③ 原付免許取得後の、原付での通学は認めません。

イ 自動車運転免許について
自動車運転免許は、将来の就労のために必要な場合、校長の許可を得て取得できます。高等部3年生の冬休み以降に限り、「自動車学校入校許可願」を提出します。学習状況・出席状況・進路状況等を考え、慎重に生活指導部、主事等で審議します。条件については、本校が定める「本校生の自動車免許取得に関する規定」を参照しましょう。

7 アルバイト

(1) 原則としてアルバイトは禁止ですが、高等部の生徒で以下の条件を満たす生徒に限りこれを認めます。

ア 生徒の健康、安全、学校生活への影響がないこと。

イ 学校生活態度及び生活習慣等に問題がないこと。

ウ 本人の携帯電話や嗜好品への出費が最小限に抑えられていること。

エ 経済的理由等により、保護者から申請があった者。

オ アルバイト報酬は、全て保護者に預けること。

カ 本校が定める「アルバイト許可願申請書」を校長に提出し、許可を受けること。

キ 保護者の責任において行うこと。

(2) 時間は午前8時から午後5時までとします。期間は、原則として夏季休業中21日(3週間)、冬季休業中10日以内とします。ただし、特別な場合があれば別途検討します。

(3) アルバイトによって生活に悪影響が出る場合は、アルバイト許可を取り消します。

8 政治的活動等

※政治的活動等とは、特定の候補や政党に投票するよう頼んだり、応援を誘ったりすること。(政治的活動)

(1) 18歳未満の児童生徒による選挙運動は禁止とします。また、18歳以上であっても、校内(学校が管理する施設内)における選挙運動は禁止とします。

(2) 電子メールを使用した選挙運動は、年齢に関係なく行わないようにしましょう。

(3) 特定の候補者を当選させるために、お金や物のやりとりはしないようにしましょう。

9 特別な指導

(1) 規則を守ることができない児童生徒については、特別な指導を行います。

(2) 特別な指導は、本人の反省・立ち直りの期間として、他の児童生徒とは別に活動をします。自分の反省ができるよう、活動内容は担任と生活指導部で検討します。

(3) 現場実習を中止することもあります。

※きまりや、社会規範に反する行動を行った場合、別に定められたマニュアルに従い対応します。

この規則は平成26年4月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改訂

平成29年4月1日一部改訂

平成31年4月1日一部改訂

令和4年4月1日一部改訂

令和5年4月1日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂

令和7年4月1日一部改訂

保護者・天草学園の皆様へ

子供たちがよりよい生活を送れるよう、保護者の皆様にも御理解、御協力をどうぞよろしくお願いします。なお、この「熊本県立天草支援学校児童生徒のきまり」につきまして御質問などありましたら担任までお知らせ下さい。よろしくお願いします。

天草支援学校生活指導部